# ワークセンター あゆの里

# じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

この置き事項説削害は、ワークセンターあゆの重が提供するサービスについて、利用契約の 締結を希望される だに対して、社会福祉法第76条 並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人賞、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説削するものです。

### 1. サービスを提供する事業者

名			称	しゃかいふくしほ社会福祉	<sup>ほじん</sup> こしきかり 法人 五色会
旂	在		地	くまもとけんかみ! 熊本県上	また。またまたまです。 しんだ 金銭 おりまた 一直 2472番地
Th	話	ばん 番	<b>3</b>	(096)	234-4311
代	びょう とき	Ĕ	名	りじちょう 理事長	整 葉 <sup>かす</sup> 登
# <b>!</b> <b>!</b> <b>!</b> <b>!</b>	かつ ねん	がっ月	υ 	<b>平成5</b> 年4	4月1日

### 2. ご利用施設

	The state of the s
しいるい 事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしょえん。 姓しぎょう 指定就 労継続支援B型事業
	平成24年2月1日熊本県指定
事業所の名称	ワークセンター あゆの篁
(事業所番号)	4311440228
事業所の所在地	くまもとけんかみましたくかこうきまちおおちごう レ だ あざこ たんだ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大学津志田学五反田2468番地
   nw5く5章   連絡先	電話番号 (096) 234-4309
<b>建裕</b> 尤	FAX (096) 282-8321
管理者	asus this 福島 正剛
サービス管理責任者	新谷 正美
製造をうび、製造をうじかんおより 営業日、営業時間及び	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	(但し、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時间 	※通常の営業日以外で事業所の指定する土曜・日曜・祝日を営業日に
	する場合があります。
	サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分まで
生たる対象者	知的障害者
定員	25名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	平成24年2月1日

# 3. 事業の目的・運営方針

首的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労 に必要な知識、能力が営まった利用者については、一般就労等への 移行に向けて支援します。
運営方針	当法人は、生涯発達の視点に立って利用者に多彩な未来が訪れるよう支援するとともに関係法令を遵守し他の社会資源との連携を図った適能かつきめ細かな就労継続支援B型のサービス提供を運営の予針とします。

# 4. (通常の事業の実施区域)

# 5. サービスに「係る施設・設備等の概要

# (1) 施設

建物	構造	なるできならかにて 鉄骨造平屋建	まくだひらやたて 木造平屋建
		(耐火建築物)	(作業棟)
	の 延べ床面積	325.00 m <sup>2</sup>	195.7 m <sup>2</sup>
	製地面積	984.00 m <sup>2</sup>	

### (2) 幸な設備

(乙) 土/6以間		
部屋名	今をする	備署
事務室	1	
きょうじょう 作業場	1	
ション・ション 園芸作業場	1	
まっこうきかいしっ 木工機械室	1	
たもくてきいつ 多目的室	1	
きたないで、相談室	1	
更衣室	2	
トイレ	4	
シャワー室	2	

製品保管庫	1	
園芸ハウス	1	

部屋名		部屋数	備考
	ときう れー ざーかこうしつ 塗装、レーザー加工室	1	
	たちくてきかこうしつ 多目的加工室	1	
きょうとう 作業棟	たちくてきさぎょうば 多目的作業場	1	
作業棟	<sup>そう に</sup> 倉庫	2	
	Lysanc 書類庫	1	
	のうやくこ 農薬庫	1	

当障害者支援施設では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

### 6. サービスを提供する職員の配置状況

### (1) 職員の員数

職種	uhaja 員数	備考
かんりしゃ 管理者	1名以上	兼務
サービス管理責任者	1名以上	専従
生活支援員	1名以上	生活支援員と職業指導員と目標
しょくぎょうしとういん 職業指導員	1名以上	こうちんだっせいしとういん そうすう せんねんとへいきん 工賃達成指導員の総数が前年度平均
まくひょうこうちんたっせいとういん 目標工賃達成指導員	1名以上	りょうしゃすう 6 じょしたかずいじょう 利用者数を6で除した数以上
事務員	1名以上	兼務

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する 職員として、上記の職権の職員を配置しています。

### ※ 常勤換算とは・・

職員それぞれの週あたりの動務型へ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定動務時間数(例:週40時間)で除した数です。

例えば、週20時間勤務する職員を常勤換算した場合は0.5となります。

# (2) 各職種の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	動務時間帯 (8:30 ~ 17:30)
サービス管理責任者	動務時間帯 (8:30 ~ 17:30 )
生活支援員	動務時間帯 (8:30 ~ 17:30 )
職業指導員	動務時間帯 (8:30 ~ 17:30 )
事務員	動務時間帯 (8:30 ~ 17:30)
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	動務時間帯 (8:30 ~ 17:30)

# 7. サービスの内容 (1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
えるためがます。 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を 把握し、適切な相談、助管、接助等を行います。
Shite 訓練	一般就発に必要な知識、能力の同じのための必要な訓練を行います。また、その他の健管を適切かつ効果的に行います。
生產活動	生産活動の機会を提供します。 ① 末工製品の製造販売、糀番、野菜番生産販売 ② 野菜の茂むき、菓子の箱話め作業 ③ を業の部品加工作業 ④ 農蘭・農家等での草取り、収穫作業(事業所外作業) <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に 和当する釜額を工賃として、生産活動に従事している利用者に 支払います。
実習及び求職活動	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係 機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動の支援の
	実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が心質の「状況」の変化により、5百以上運続して利用がなかった場合は、常宅を訪問して利用 、「状況」を確認し、月2回を傾度として同意のうえ支援を行います。
健康管理	管常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、 記録を管でいます。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を管います。
送迎サービス	首主通勤が困難な場合、希望により送迎を行います。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	きん がく 金 額
食事サービス	た。 希望により貧事の提供をします。	580円
	食事時間 12:00~13:00	
	食事が不要になった場合には、3円前までに	
	おもしばください。3かまままでにもしばがあっ	
	た場合は食事に係る自己負担額は不要となり	
	ます。	
生產活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して	実費
	でしている。 であるものに係る費用を頂	
	きます。	
就労に向けての	就愛や実習に尚けての支援のうち資担して	実費
支援に必要な諸経費	でしている。 であるものに係る費用を頂	
	きます。	
日常生活上必要と	利用者の音常生活品の購入代金等や	実費
なる諸経費	日常生活に要する費用で、負担して頂くこと	
	が適当であるものに係る費用を頂きます。	
	① 日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	
その他	・ サービス提供記録等の複写代	実費
	・ 証明書諸書類の発行代	
	・ その他	

# くサービスの概要>

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

### 8. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス類念のうちの一部(原則9割)は帯断科から訓練等給付費が支給されます。 訓練等給付費は当事業所が帯断科から直接受け取りますので、利用者はサービス料念から訓練等給付費の額を差し引いた額(利用者負担額といいます。原則サービス料念の1割です。)を当事業所にお支払いただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが「障害福祉サービス愛露者証」 に記載されている負担生限月額が1月の負担の生限額となりますので、記載されている 条額以上ご貨拍いただく必要はありません。 (2) 訓練等給付費対象外サービスの料金

上記「6 サービスの内容(2)訓練等給付費対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお受払いただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので請求があった月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- (1) 当事業所窓口での現金支払い
- ② 予記指定日産への振込み 記憶銀行 甲佐支佐 普通類金1198862 日産名 対祭稿が送り 五色会 あゆの単 施設長 福島正嗣
- ③ 口座振替 (事前の手続きにより自動引落ができます)

### 9 利用者の記録及び情報の管理

- (1) 事業者は、医学に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の兼めに能じてその内容を開示します。また、記録及び情報ついては契約の終う後5年間保管します。 ※ 閲覧、複写ができる蒸汽業務時間は、午前8時30分から午後5時30分です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。 恒し、サービス提供を行う主で必要となる他事業所及び医療機関等との進絡調整や 市甸科及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を 数します。

### 10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名: :
緊急連絡先①	住。所: 電話番号: 氏 8名: 続 柄:

まんきゅうれん らくさき 緊急連絡先②	t <sup>p う しょ</sup> 住 所:
	でかりはんごう 電話番号:
	氏
	続 柄:

# 11. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 設付窓口	<ul> <li>・受付担当者 新谷 正美</li> <li>・苦情解決責任者 福島 正嗣</li> <li>・ご利用時間 午前8時30分~午後5時30分</li> <li>・電話番号 (096) 234-4311</li> <li>・FAX (096) 234-4308</li> </ul>
とう思うじん 対きたい。 当法人の第三者委員	本田真由美
	sonester 四角好武
けんしゃかいふくしきょうぎかい 県社会福祉協議会	・住所 (素もとしちゅうおうくみなみせんだんばたまち ・住所 熊本市中央区南千反畑町3-7
うなないてきせいかいいんかい (運営適正化委員会)	• 電話番号 (096) 324-5454
	•FAX (096) 355-5440

# 12. 第三者評価

だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう 第三者評価の実施状況	実施していません
弗二白評価の美施 仏 况	美地していません

# 13. 協力医療機関

医療機関の名称	荒瀬病院	りんご歯科なるせ
所在地	かみましきぐんこうきまちみどのまち 上益城郡甲佐町緑町331	かみましきぐんこうさまちいわした 上益城郡甲佐町岩下65-1
でんわばんごう 電話番号	096-234-1161	096-234-0012
診療科	おお・外科・整形外科・リハビリ科	歯科

# 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途差める消防計画により対応いたします。
予時の訓練	・ 別途 にある 消 に 対 に の に か に か に か に か に か に か に か に か に か

序数数点 防災設備	<ul> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。</li> <li>・震災に備えての備蓄(食物・飲料水)</li> </ul>
	(その他、拡声器・懐中電灯・携帯ラジオ等)
消防計画	消防署への届出日: 平成31年4月 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかかな」 「京かかな」 「京かかな」 「京かかな」 「京かかな」 「アントラート 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート」 「アントラート 「アントラート」 「アントラート 「アント 「アントラート 「アントラート 「アントラート 「アントラート 「アントラート 「アント
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名:自新火災海上保険株式会社 加入保険内容:耄葉財産包括保険

# 14 当事業所をご利用の際に智慧いただく事項

設備・器具の利用	事業所的の設備、
製煙	屋外の指定箇所でお願いします。
夏重品の管理	實量 いは、利用者の 置任において 管理していただきます。 首 う管理のできない 利用者につきましては 真量 いを施設に持ち 込まないようお 願いします。
宗教活動·政治 活動·營利活動	利角者の思想、信仰は首曲ですが他の利角者に対する宗教活動、政治 活動技び営利活動はご選慮ください。

就労継続支援B型の提供開始に際し、本書面に基づき置要事項の説明を行いました。

れいわ **合和** 年 月 日

ワークセンター あゆの堂

説明者職名 : サービス管理管住者 氏名 新谷 正美

猫は、本書館に基づいて事業者から童要事項の説明を受け、就労継続支援B型の提供 開始に同意しました。

和 年 月 日

利用者 佐 旂 :

代理人 住 旂 :

つづき がら 続 柄 :